

会 議 記 録				
会議の名称		議会運営委員会		会議場所 全員協議会室
				担当職員 小野
日 時		令和6年7月10日（水曜日）		開 議 午前10時20分
				閉 議 午後 0時17分
出席委員		◎福井 ○木村 竹内 大石 三上 山本 平本 <菱田議長、浅田副議長>		
執行機関 出席者				
事務局 出席者		吉田事務局長、数井次長、野澤副課長兼総務係長、小野議事調査係長、 駒田主任、福沢主査		
傍 聴	可	市民1名	報道関係者0名	議員9名（林、小林、土岐、大塚、 山木、小川、松山、梅本、西口）

会 議 の 概 要

10:00

[福井委員長 開議]

[事務局長 日程説明]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

＜福井委員長＞

本日は、議会基本条例の検証及び見直しについて、各会派の評価と意見の取りまとめ結果を確認後、検証スケジュールに基づき、議会基本条例第1章から第5章までの検証を進めることとする。時間があれば、第6章の一部についても検証できればと思う。はじめに、各会派の評価と意見の取りまとめについて、事務局から説明願う。

＜議事調査係長＞

対象の46条項中、全会派及び会派に属さない議員ともA評価で課題・問題点なしとしたものが14条項あり、これらの条項については、議会運営委員会の評価をA（達成）として本日決定いただき、それ以外の、課題・問題点の指摘があるものやA評価以外の評価がある条項に集中して検証を進めていきたいと考えており、そのようなことでよいかお諮りいただきたい。

＜福井委員長＞

全会派及び会派に属さない議員ともA評価で課題・問題点なしの14条項について確認いただきたいが、議会運営委員会における評価はA（達成）とすることでよいか。

—全員了—

○全会派及び会派に属さない議員ともA評価（課題・問題点なし）の14条項
議会運営委員会の評価：A（達成） 終了

＜福井委員長＞

それでは、課題・問題点の指摘があるものやA評価以外の評価がある条項について、第1章から順次検証を進めていくこととする。

第1章 総則

(議会の役割)第2条第2項

新清流会(対象外) 経政会 A 亀岡有志の会 B 共産党議員団(対象外)

公明党議員団 A かめおか党 A 会派に属さない議員 A

[議事調査係長 説明]

<木村副委員長>

議会が知るより先に新聞報道されたという事例があった。市民説明を行うことができるよう報道より先に議会へ情報提供されるべきである。

<福井委員長>

この項目については、議会基本条例の総則であり、条例の趣旨を表す部分であるため、意見を付す必要があるのか協議していただきたい。

<三上委員>

この意見は、第10条で議論する場があるので、そこで取り扱ってはどうか。

<福井委員長>

会派に属さない議員からも同様の意見が出されているため、松山議員から説明していただきたい。

<松山議員>

議論できる場があるのであれば、その時に取り扱っていただければよい。

<福井委員長>

議員選出監査委員の任期を1年としているのは、議会の規定によるものなのか。

<議事調査係長>

そのとおりである。法令では任期を1年とは定めていない。

<福井委員長>

この条項で議論するのではなく、該当する条項を整理して改めて協議したいと思う。

<山本議員>

過去には評価を対象外としたこともあったが、総則であっても一つずつ条文を確認して評価・検証するべきであると考えている。前回も対象外とされた会派があったが、議会運営委員会として対象外とすると、その条項を見直すきっかけが失われるため、評価をした方がよいという意見でまとまったと記憶しており、今回もその観点から対象外とせずに評価を行っている。

<三上委員>

「対象外」という評価は認められているが、対象外という評価があるために意見を合わせなければならないという評価の方法には疑問がある。今回の検証・見直しが終わってからでよいので、「対象外」という項目の在り方を検討するべきである。

<山本委員>

過去には、対象外と評価しても必要に応じて条項を見直していけばよいという意見があったが、はっきりと評価するべきである。

<福井委員長>

対象外という選択肢があることで、検証・見直しの項目として挙がっているものもあるため、対象外という選択肢には意味があると思っている。

<三上委員>

今回の検証・見直しが終わってから、次回に向けて選択肢の在り方を整理していく必要があると考える。

<福井委員長>

この項目については、協議に時間を要するため、資料に意見を追記し、改めて評価を行う。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)第3条

新清流会(対象外) 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団(対象外)

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<木村副委員長>

市民参画を促進するため、SNS利用者に繰り返し案内するリマインド機能を追加してはどうかと提案した。

<福井委員長>

第3章第7条第2項で関連する取組があるため、その条項で取り扱う。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)第3条第1項第5号

新清流会(対象外) 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団(対象外)

公明党議員団A かめおか党B 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<木村副委員長>

議会モニターには積極的に会議を傍聴していただいているが、市民の方にも呼び掛けていただいき、より多くの方に参加していただきたい。

<竹内委員>

各会派の意見を伺っているが、第10条第1項で扱っていただきたいと思う。

<福井委員長>

議会運営委員会の評価は、A(達成)でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A(達成)

第2章 議会及び議員の活動原則

(議員の活動原則)第4条第1項第1号

新清流会B 経政会A 亀岡有志の会A 共産党議員団(対象外)

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<大石委員>

さらなる討議の必要性を感じるが、浜松市議会の事例を見ると運営上やむを得ないのかもしれないが、会派としてはさらに議論を加速させてはどうかと考えている。

<福井委員長>

以前に行ったことも議会は市民にとって大変分かりやすかった。なぜ賛成なのか反対なのかという討論の大切さもよく分かったと思う。それを踏まえて討議は委員会でよいのか考える必要がある。

<三上委員>

第15条でも同様の条文があるため、その際に議論してはどうか。

<福井委員長>

第4条第1項第1号の評価は改めて第15条で取り扱うこととする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(災害時の対応)第6条

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団A

公明党議員団B かめおか党B 会派に属さない議員B

[議事調査係長 説明]

<福井委員長>

各意見を実現するために、関係例規を改正していく必要があるものが多いが、どのように取り扱うか。

<平本委員>

意見が分かれているので、「B一部達成」と評価し時間をかけて協議していけばよいと考える。

<福井委員長>

一旦「B一部達成」と評価するが、話をする中で「A達成」に近づけていけばよい。その結果、条例改正に結び付くかどうか協議していけばよいと思う。協議の時期としては、長期的ではなく、この検証・見直しのタイミングで行っていけばよいと思う。

<三上委員>

最近加えた項目であるため対象外とはできないことから評価を行ったが、内容は別に定めることになっており、条例に何かを加えるものではないため、内容が落ち着けば対象外にしてもよいと思っている。記載していただいている内容は提案として扱っていただければよいと思う。

<福井委員長>

あと2回会議があるため、その中で内容を決定していきたい。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)第7条

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A 共産党議員団A

公明党議員団B かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<山本委員>

議会運営委員会で行政視察を行った東京都町田市では、高校生にポスターを書いていただいたり、路線バスにポスターを掲示するなど、議会に関心をもってもらう取組を進められている。また、子育て世帯が参加しやすいように、幼児を預かる託児サービスを行われているところもあるので、議会に関心をもってもらう手法や先進的な事例の効果を調査・研究する中で検討してはどうかと考え意見を付した。

<福井委員長>

この条項は第3条で総則のような内容であるため、他の条項で詳しく協議したいと思うが、この議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいのか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)第7条第2項

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団B
公明党議員団B かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<三上委員>

聴覚障がい者も来られるので、手話通訳を常任委員会に拡大してはどうか。

<松山議員>

政策の所管替えがあるような場合には、必要に応じて委員会を合同開催してはどうか。

<福井委員長>

SNSなど、広報広聴に関する内容は、第18条で取り扱う。

<平本委員>

委員会の合同開催は別の条項で取り扱ってはどうか。

<福井委員長>

手話通訳の委員会への拡充については継続して協議するが、この議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)第7条第3項

全会派A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<竹内委員>

よい制度があるため、積極的に活用すればよいと考える。

<福井委員長>

議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)第7条第4項

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A 共産党議員団B
公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<三上委員>

他市では執行部を呼んでいるところもある。せっかく市民が思いを伝えに来るため、執行部にも聞いてもらうことは有効ではないかと考える。

<福井委員長>

請願、陳情に来られる方は、議会に話をしに来られるが、そこに理事者が出席して話を聞くのはどうかという問題がある。議会としては市民の話を拾い上げ、議会として内容をまとめて要望していくというのが、議会に対する請願、陳情の趣旨であると思う。そういった議論は継続して行っていきたいと思うが、議会基本条例の検

証・見直しにおける議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。
—全員了—
○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）第7条第5項

新清流会B 経政会A 亀岡有志の会A 共産党議員団B

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

〔議事調査係長 説明〕

<福井委員長>

一部団体などと継続して意見交換していただいているので達成でよい。

<三上委員>

議会モニター制度がうまく軌道に乗れば「A達成」になると思う。

<福井委員長>

議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）第8条

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会C 共産党議員団A

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

〔議事調査係長 説明〕

<福井委員長>

各種団体や自治会などに伺っていただいた意見は、各常任委員会などで検討し、その内容を直接伺ってお答えするか、ホームページで公表している。議会報告会を「毎年開催する」から「行う」とした経緯を菱田議長から説明願いたい。

<菱田議長>

当時、京都スタジアム建設の関係もあり、強くご意見を言われる方もおられた。議員としては、市民の意見をしっかり聞き整理した上で、議会に反映していくことが大切である。今後もこの条例に従い取組を進めていきたい。

<福井委員長>

議会報告会は、全自治会で30分間議員から議会だよりに掲載されているような内容を一方的に報告していたが、もっと対等な話を聞くことができるよう、条文を改正し緩くする代わりに各種団体などと広聴できるようにした。今実施している手法はすごく進化していると思っている。議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）第8条第2項

新清流会B 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団B

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<木村副委員長>

市民との意見交換の場を多様に設ける取組の一つとして提案した。

<三上委員>

わがまちトークが議会報告会と違う形で実施でき、参加される方の機運が上がってきたところで、コロナによって実施できなくなってしまった。今後、実施するわがまちトークが、参加してよかったと思っていただけるようなものになり、軌道にのせていきたいという思いがある。

<竹内委員>

市民が参加しやすい、発言しやすい環境づくりが必要であり、情報整理の必要性について記載した。

<大石委員>

議会が自治会に来て意見を聞いてくれるとなると地元は地域こん談会と同様に要望を聞きに来ていただけると勘違いする。そこで答えがもらえると思っているのに、議員が「理事者に伝えます」と言って答えないと、何のために来たのかと市民はお怒りになる。議会報告会の実施方法を見直したことはよいことであると思う。

<福井委員長>

かめおか党の意見は、別の項目で取り扱い、この条項の議会運営委員会の評価は、A（達成）でよいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第4章 議会と市長等の関係

(議員と市長等の関係)第9条

新清流会B 経政会A 亀岡有志の会B 共産党議員団A

公明党議員団A かめおか党A 会派に属さない議員A

[議事調査係長 説明]

<大石委員>

一般質問を通告するにあたり注意事項などを示していただいているが、細かい内容まで通告していたり、質問の趣旨が適格に表れていないものがある。

<木村副委員長>

一般質問で議員が資料を提示するにあたり、理事者から資料が確認できるようモニターを設置してはどうかという提案である。

<福井委員長>

最近は細かく通告しすぎる傾向があり、通告が細かすぎると理事者から答弁があっても関連質問をすることなく進行していくことがある。逆にほとんど内容を示さず関連質問ばかり行っていると、通告する意味がわからなくなる。さじ加減はわからないが、適切に通告を行っていただくために意見を付かせていただいた。議会のモニター設置については、私が議長をしている時に市長へ打診したが、理事者側から見えるモニターは必要ないと回答された。議員としては理事者に資料を見てもらいたいと考えているので、議長から市長へ働きかけていただきたい。

<議事調査係長>

今年度、議場改修を行う予定としているが、予算要求する際に理事者側から見えるモニターの設置は不要と査定された。現在、議場の両側に45型のモニターを設置

しているが、傍聴者、議員、理事者など、どなたにとっても見やすいよう５５型のモニターに入れ替える予定である。

<平本委員>

一般質問の通告内容について協議する場を設けてもよいと思う。

<福井委員長>

この条項の議会運営委員会の評価は、Ａ（達成）とするが、一般質問に関する内容は改めて検討することによいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：Ａ（達成）

第４章 議会と市長等の関係

（議員と市長等の関係）第９条第１項第２号

全会派Ａ 会派に属さない議員Ａ

〔議事調査係長 説明〕

<福井委員長>

市長しか反問したことがないので、他の理事者にも反問してほしいと思っている。議会運営委員会の評価は、Ａ（達成）によいか。

—全員了—

○議会運営委員会の評価：Ａ（達成）

第４章 議会と市長等の関係

（議会審議における論点の明確化）第１０条

新清流会Ａ 経政会Ａ 亀岡有志の会Ａ 共産党議員団Ｂ

公明党議員団Ａ かめおか党Ａ 会派に属さない議員Ａ

〔議事調査係長 説明〕

<三上委員>

「聞き置く程度」としているものの中で、理解できないものについては質疑してもよいのではないかという問題提起である。

<福井委員長>

これまでは、理事者から議案の概要を説明された後に、議会運営委員長から「聞き置く程度とする」としていたが、特に疑義が残る場合は一度委員に質疑の有無を諮ってはどうかということであるか。

<三上委員>

そのとおりである。

<福井委員長>

そのようなことは可能なのか。

<菱田議長>

議案に対する質疑になるため、そのような対応ができるのか理事者も交えて検討する必要があると考えている。

<三上委員>

議会運営委員会で行政視察を行った際、定例会で市長が議案を提案する前に質疑を行っている自治体があったと思う。そういった例があるのか。事務局で情報収集していただきたい。

<福井委員長>

議会運営委員会の評価は、A（達成）として、意見を付すことでよいか。
—全員了—

○議会運営委員会の評価：A（達成）

第4章 議会と市長等の関係

（議会審議における論点の明確化）第10条第2項

新清流会A 経政会A 亀岡有志の会A 共産党議員団B

公明党議員団B かめおか党A 会派に属さない議員A

〔議事調査係長 説明〕

<福井委員長>

先ほど幹事会で協議した内容であり、今後理事者と検討していきたい。

<福井委員長>

議会運営委員会の評価は、B（一部達成）として、意見を付すことでよいか。
—全員了—

○議会運営委員会の評価：B（一部達成）

12：17